

消防団指揮車交付



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成31年1月10日発行（次号1月25日）

編集：総務課（担当：^い峯 ^{こうや}晃也33-6002）

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

（公財）日本消防協会の福祉増進事業により、12月に新しく消防団指揮車が交付されました。今後、様々な消防団の活動において活用される予定です。

国民年金保険料は口座振替が便利です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い「6ヶ月前納」・「1年前納」・「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関・年金事務所または役場町民課へお申し出ください。なお、「前納」については2月末日までの受付となっていますので、お早目の申し出をお願いします。

○問合せ先：高鍋年金事務所 ☎23-5111

町民課 国民年金係（担当）前田 春美 ☎33-6071

平成31年度準要保護就学援助申請のお知らせ

平成31年度準要保護就学援助の申請が始まります。

準要保護就学援助とは生活保護に準ずる程度生活にお困りの家庭に対し学用品費や給食費等を援助する制度です。援助を希望される方は、就学先の学校から配布された案内文にそって申請を行ってください。

※平成31年4月から就学予定の新小学1年生については、案内文書を入学通知書に同封いたします。

《必要なもの》

①準要保護就学援助申請書（就学先又は就学予定先の小中学校で受け取ってください。）

※申請書内の民生・児童委員の所見欄については、保護者が直接、お住まいの地区の民生・児童委員に記入してもらうことになります。

②平成30年中の収入を明らかにする書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど）

※生計を共にし、収入のある方全員分必要です。

◎平成30年度、既に援助を受けている方も申請が必要です。

問合せ：教育総務課
（担当）^{たてこうきとこ}立光仁子 ☎33-6079

平成30年度準要保護就学援助申請「新入学児童生徒学用品費」入学前支給のお知らせ

新富町では、小学校及び中学校へ通学させるのに経済的な理由で生活保護に準ずる程度お困りの保護者の方に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助しています。

小中学校に就学予定の新1年生の保護者に対して、就学援助費のうち入学に必要な「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を実施します。小学校へ就学予定の新1年生の方は、入学通知書に同封しております案内文を参考に申請を行ってください。

新中学1年生（現在準要保護就学援助費受給世帯の6年生）は、学校を通して希望申請書を配付いたします。希望される方は、入学予定の中学校事務室へご提出ください。

※注）新小学1年生の方には、①「新入学児童生徒学用品費」入学前支給のお知らせ、②平成31年度準要保護就学援助制度のご案内（2通）を入学通知書に同封しておりますので、ご確認ください。

《必要なもの：新1年生のみ》

※新中学1年生の対象児童保護者の方は、希望申請書のみ入学予定中学校事務室へご提出ください。

①「新入学児童生徒学用品費」入学前支給申請書

※申請書内の民生・児童委員の所見欄については、保護者が直接、お住まいの地区の民生・児童委員に貰いに行ってください。

②平成30年所得課税証明書（世帯分） ※生計を共にし、収入のある方全員分必要です。

問合せ：教育総務課（担当）^{たてこうさとこ}立光仁子 ☎33-6079

1月 町税納期限のお知らせ

～町税・保険料等は新富町の公共サービスを支える貴重な財源です～

町 県 民 税 第4期
国民健康保険税 第7期
後期高齢者医療保険料 第7期
介護保険料 第7期
保 育 料 1月期

の納期限は 1月31日（木）です。
※口座振替日は 1月25日（金）です。

※納期を経過すると、督促料、延滞金が加算されます。

納期限内に、納付書裏面に記載してある各金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

また、口座振替を利用されている方は残高の確認をお願いします。

今後とも、期限内納付にご協力をお願いします。

※口座振替日に間に合わなかった方は2月5日（火）に再振替を行います。

問合せ：税務課（担当）^{むらおかゆうき}村岡佑樹 ☎33-6076

新富町有線ラジオ放送施設 申込み受付中！

新富町では、行政情報や災害時の緊急放送を行う放送端末機（IP告知端末機）を設置しています。また、町内全域に光ファイバー網を整備し、各家庭に高速インターネットが可能な環境を整えています。まだ、申し込まれていない方は、ぜひご検討をお願いします。

※同時に、NTTのひかり電話サービスまたは光インターネットサービスへの申込みも必要となります。

新富町有線ラジオ放送施設は、「特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省）」を利用して運用しています。

問合せ：総務課（担当）^{かわにし たなか}川西・田中 ☎33-6501

平成31年消防始式

平成31年新富町消防始式が下記の日程で開催されます。

日頃の規律訓練の成果を新富町消防団が披露します。

当日は、消防団によるぜんざいの振る舞いや地震体験コーナーもありますのでご近所お誘いあわせの上、ご観覧くださいませようお願いします。

○日 時：平成31年1月13日(日)

午前7時30分開会

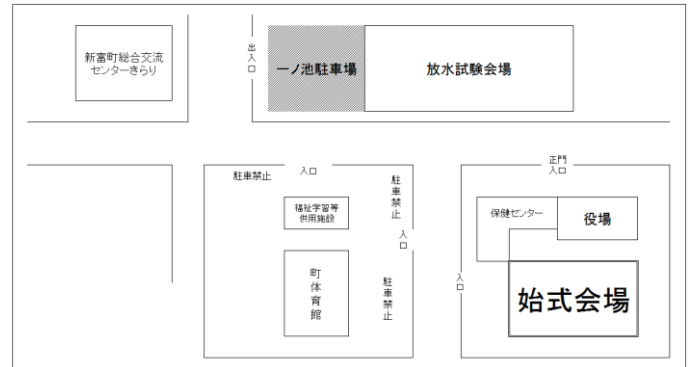
○場 所：役場南側駐車場 ※雨天時は町体育館

○駐車場：役場駐車場には駐車出来ません。

右記駐車場に駐車をお願いします。

○その他：一ノ池駐車場にて放水試験を行います。

ぜんざいは数に限りがありますので振る舞い終了の際はご了承ください。



が駐車場になります。

問合せ：総務課（担当）^{ひらしたよしひろ}平下善博 ☎33-6061

新富町新規就農者向け農業体験研修の募集について

新富町では、平成31年度7月から本格スタートする新規就農向け農業研修に向けて、次のとおり、農業体験研修を実施します。

ピーマンを栽培する農家さんのもとの農業体験等ができる研修に参加してみませんか？

ご興味のある方は、新富町役場産業振興課までお気軽にご相談ください。

1 日 程 平成31年2月9日(土)～2月11日(月)

※初日(2/9)は、13時に新富町役場集合となります。

2 研修先 新富町内のピーマン農家(4件)

3 応募要件 18～45歳未満

新富町で新規就農を検討している方

4 研修概要

1日目 オリエンテーション、農業研修及び農家さんとの交流会

2日目 農業研修

3日目 農業研修及び個別面談及び相談

※農業研修は、作物体系について、栽培方法及び栽培設備について、農作業(糸まき、収穫等)について など

5 募集期限 平成31年2月1日(金)まで

問合せ：産業振興課
^{こだまようへい}
(担当) 児玉洋平 ☎33-6034

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政(国・県・町)に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時：1月25日(金)午前9時30分～正午

○場所：福祉学習等供用施設(旧中央公民館)

○相談員：高木正敏(新田新町)

問合せ：総務課(担当) ^{くどうたかゆき}工藤貴之 ☎33-6002

確定申告のための納付額証明書を発行します

次の納付額証明書を、無料で交付します。なお、複数の税目等で納付額証明が必要な方は、税務課で一括して発行します。（新田支所、上新田地区町民サービスコーナーでも可）

税目等	担当課	問合せ先
国民健康保険税	税務課	賦課グループ 電話：33-6076
介護保険料（65歳以上の方）	福祉課	高齢者福祉グループ 電話：33-6056
後期高齢者医療保険料	いきいき健康課	国保高齢者医療グループ 電話：33-6026

- 新富町内の申告会場で申告をされる方及び上記税目等の納付が年金から天引き（年金徴収）されている方は、納付額証明書は不要ですが、税務署において確定申告される方は、納付額証明書が必要となりますのでご注意ください。
- 平成30年中に新富町へ転入された方は、前住所地の納付額証明書が必要となりますので、早めの準備をお願いします。
- 事業用（農業・営業・不動産業）で使用する固定資産税や軽自動車税につきましては、確定申告用の納付額証明書が交付できません。申告時には領収書等をご準備ください。
- 領収証書は、5年間大切に保管していただきますようお願いいたします。

問合せ：税務課（担当）^{いきふみと}老岐文登 ☎33-6076

償却資産を所有されている方は申告をお願いします

1月1日において新富町内において償却資産を所有されている方は、償却資産の申告が必要です。下記期日までに申告書の提出をお願いいたします。

◆提出期限：平成31年1月31日（木）必着

◆提出先：〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地
新富町役場 税務課

※FAX・メールでの申告は受付できませんのでご了承ください。

※昨年まで申告をされていた方は、役場から申告書を送付しています。資産の増減等を記入していただき、提出をお願いします。

申告方法や記載方法などご不明な点がございましたら【税務課 固定資産グループ】までご連絡ください。

問合せ：税務課（担当）^{すぎた とどろき}杉田・轟木 ☎33-6075

交通災害共済の加入申込み受付について

平成31年度の交通災害共済の受付を2月1日から開始します。

交通災害共済とは、加入者が交通事故により災害を受けた場合、その程度に応じて見舞金を支給する制度です。

○受付期間：2019年2月1日（金）～2020年3月31日（火）

ただし、土・日・祝日は除きます。

○共済期間：2019年4月1日～2020年3月31日

○共済掛金：一人につき年額500円です。

○加入申込方法：

申請書に必要事項を記入し共済掛金を添えて、郵便局又は役場総務課、新田支所、上新田サービスコーナーにお申込みください。

申請書は自治会を通じて各家庭に配布するほか、役場総務課、新田支所、上新田サービスコーナーに設置しています。

問合せ：総務課（担当）^{かわのこうじ}河野康治 ☎33-6061